

令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年9月24日付託分)

総 務 局

## 目 次

令和2年度9月補正予算		ページ
1	行政手続のオンライン化等の推進について【総務局関係】	1
2	県有施設における感染拡大防止対策について【総務局関係】	2

### 議案（条例その他）

3	神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例の概要【総務局関係】	3
4	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の概要	4
5	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要	5
6	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例の一部を 改正する条例の概要	12
7	分庁舎新築工事（建築）請負契約変更の内容	13
8	分庁舎新築工事（機械）請負契約変更の内容	14
9	分庁舎新築工事（電気）請負契約変更の内容	15

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

1 行政手続のオンライン化等の推進について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

一部<sup>①</sup> 行政情報化推進費

(1) 目的

「新しい生活様式」に対応するため、県庁内のICT環境整備を行う。

(2) 内容

オンラインによる研修等の実施やRPAの導入に係る環境整備を行う。

(3) 予算額 30,280千円

一部<sup>①</sup> 電子自治体共同運営推進費

(1) 目的

「新しい生活様式」に対応するため、行政手続のオンライン化を推進する。

(2) 内容

法令等の制約がなく、早期に対応が可能な手続について、行政手続のオンライン化を行う。

(3) 予算額 20,000千円

2 県有施設における感染拡大防止対策について【総務局関係】

2款 総務費 6項 総務管理費

⑨ 県有施設感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県有施設のトイレの衛生対策工事を行う。

(2) 内容

県有施設のトイレ手洗の自動水栓化や洋式化を行う。

(3) 予算額 87,405千円

3 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

神奈川県立国際言語文化アカデミア条例の廃止に伴い、国際言語文化アカデミアに勤務する職員に適用される大学教育職給料表を削除するなど、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 大学教育職給料表を削除する。（第3条第1項、別表第6及び別表第11関係）

イ 上記アに伴い、所要の改正を行う。（第3条第1項及び別表第7～別表第10の2関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

4 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方自治法施行令の一部改正を踏まえ、海区漁業調整委員会の委員に係る賠償の責任等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

海区漁業調整委員会の委員が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときの県に対する損害賠償責任の範囲を年収の4倍から年収の2倍に改める。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年12月1日

イ 経過措置

漁業法等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員が県に対して損害を賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和2年10月に適用期限が到来する法人の県民税及び事業税の超過課税措置の適用期間を延長するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

現在実施している法人の県民税及び事業税の超過課税は、令和2年10月末に適用期限を迎える。令和2年11月以降、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」といった特別な財政需要に対応するため、適用期間を5年間延長する。（附則第8項及び第15項関係）

なお、税率及び中小法人に対する不均一課税の適用基準については、現行どおりとする。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 法人の県民税に関する経過措置

令和2年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の県民税及び同日前に終了する各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

ウ 法人の事業税に関する経過措置

令和2年11月1日前に終了する各事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

(参考) 税制措置の概要及び超過課税の活用項目

1 税制措置の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号 不均一課税：地方税法第6条第2項					
税率	区分	課税標準及び税率の適用区分		標準税率	超過税率	
	法人県民税 (法人税割)	法人税額		1 %	1.8 %	
	法人事業税 (主なもの)	資本金の額 又は出資金 の額が1億 円を超える 法人 (特別法人 を除く。)	所得			(標準税率の18%増し)
			・年400万円以下の金額	0.4	0.472	
			・年400万円超800万円以下の金額 ・年800万円超の金額	0.7 1	0.826 1.18	
			付加価値額	1.2	1.26	(標準税率の5%増し)
			資本金等の額	0.5	0.525	(標準税率の5%増し)
			所得			(標準税率の6%増し)
	電気供給業（送配電部門）、ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入金額	・年400万円以下の金額	3.5	3.71	
			・年400万円超800万円以下の金額	5.3	5.618	
			・年800万円超の金額	7	7.42	
	電気供給業 (発電・小 売部門)	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	収入金額	0.75	0.8025	(標準税率の7%増し)
付加価値額			0.37	0.3885	(標準税率の5%増し)	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人		収入金額	0.75	0.8025	(標準税率の7%増し)	
		所得割額	1.85	1.9425	(標準税率の5%増し)	
注 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担は、標準税率の5%増しである。						
中小法人に対する不均一課税	区分	不均一課税の適用基準				
	法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人				
	法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円（収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円）以下の法人				
適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用					

2 今後の活用項目

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る 経済対策の推進	ア 地域経済の活性化 イ 柔軟な経済構造の構築
(2) 災害に強い県土づくりの推進	ア 台風・豪雨・火山などの自然災害対策 イ 地震・津波対策の一層の強化 ウ 災害に備えた社会基盤施設の整備 エ 災害時に重要な役割を果たす県有施設 等の耐震改修
(3) 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	

3 これまでの活用項目

法人県民税	法人事業税
(昭和50年11月1日～昭和60年10月31日) 高等学校の就学適齢生徒の急増対策として進め ている高校100校建設計画の財源に充当するため	(昭和53年2月1日～昭和63年1月31日) 人口及び企業の過度の集中に伴う大都市圏特有 の財政需要に対処するため ① 文教施設の整備 ② 生活環境の整備 ③ 中小企業対策の充実 ④ 福祉・医療の充実
(昭和60年11月1日～平成2年10月31日) 大都市圏特有の財政需要に対処するため ① 都市整備関連事業の推進 ② 公共施設の整備	(昭和63年2月1日～平成2年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政 需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備 ③ 産業振興対策の推進
(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における生活環境の整備等特別な財政 需要の財源に充当するため ① 生活環境の整備 ② 高齢化社会における福祉、医療体制の整備	(平成2年11月1日～平成7年10月31日) 大都市圏における都市基盤の整備等特別な財政 需要の財源に充当するため ① 都市基盤の整備 ② 産業振興対策の推進
(平成7年11月1日～平成12年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため ① 地震防災対策の強化 ② 産業振興対策の強化	
(平成12年11月1日～平成17年10月31日) 地震防災対策及び産業振興対策の強化に要する財源に充当するため ① 地震防災対策の強化 ② 産業振興対策の強化	
(平成17年11月1日～平成22年10月31日) 地震防災対策の強化及び地域経済の活性化に要する財源に充当するため ① 地震防災対策の強化 ② 地域経済の活性化	
(平成22年11月1日～平成27年10月31日) 道路等の社会基盤整備に要する財源に充当するため	
(平成27年11月1日～令和2年10月31日) 災害に強い県土づくりの推進及び東京オリンピック・パラリンピックに向けた幹線道路の整備に 要する財源に充当するため	

#### 4 県内の経済団体・法人の理解を得るための取組

- 令和2年2月に総務政策常任委員会に報告した「超過課税延長の基本的な考え方」及び同年5月に同委員会に報告した「活用目的の追加」について、5月から6月にかけて、県内の経済団体や主要法人に対し、説明資料を送付した上で、アンケートを実施したところ、回答のあった経済団体・法人から概ね7割程度の肯定的な意見をいただいた。
- そして、アンケートの結果を踏まえて取りまとめた「法人二税の超過課税の延長に係る素案」について、7月に本委員会に報告した後、8月にかけて、県内の経済団体や主要法人に対し、改めて説明資料を送付した上で、アンケートを実施した。

##### (1) 取組内容

対 象 経済団体55団体、法人440社

実施期間 令和2年7月20日から8月17日まで

##### (2) アンケートの取りまとめ状況

回答数 250 (48団体、202社)

回答率 50.5% (経済団体87.3%、法人45.9%)

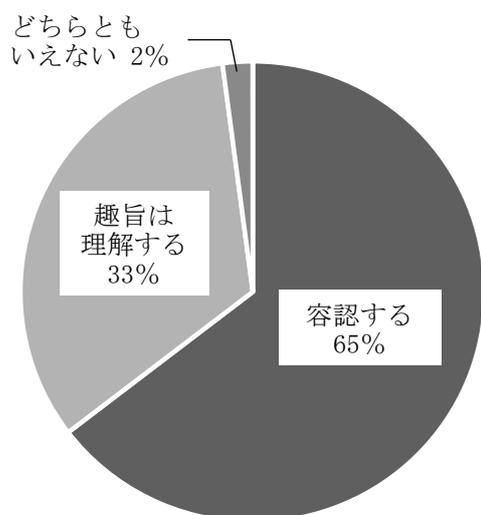
##### (3) アンケート結果

ア 「法人二税の超過課税の延長に係る素案」に対する評価

(団体・社)

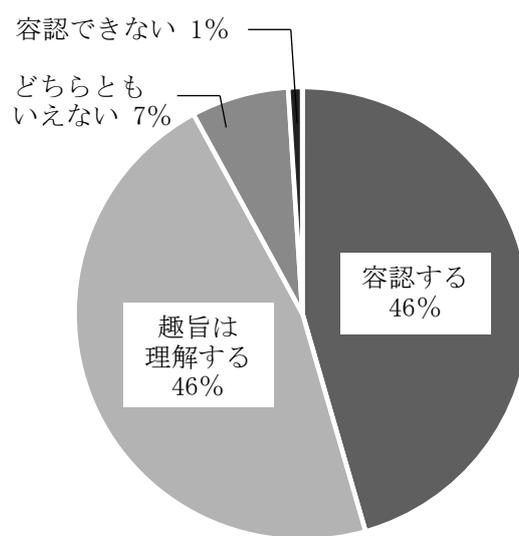
区 分	容認する	趣旨は理解する	どちらともいえない	容認できない	合 計
経済団体	31	16	1	-	48
法 人	92	94	14	2	202

【経済団体】



容認+趣旨理解= 98%

【法 人】



容認+趣旨理解= 92%

## イ 主な意見

### (ア) 活用事業に関すること

#### a 活用事業全般について

- ・ 素案に示された目的に活用することを理解する (13)
- ・ 素案に示された目的に沿って有効活用してほしい (11)

#### b 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」の財源として活用することについて

- ・ 最優先に、かつ迅速に対応していただきたい (19)
- ・ 超過課税を負担した者が、支援を受けられるようにしてほしい (4)

#### c 「災害に強い県土づくりの推進」の財源として活用することについて

- ・ 最優先に、かつ迅速に対応していただきたい (13)

#### d 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の財源として活用することについて

- ・ 幹線道路の整備に活用することについて理解する(1)

### (イ) 税制措置に関すること

- ・ 業績が悪化している企業について、超過課税を適用しないなど特例措置を講じてほしい (2)

### (ウ) その他

- ・ 超過課税の実施に当たっては、使途について透明性を確保するとともに、説明責任を果たしてほしい (6)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の見通しが良くない中、超過課税は慎重に検討してほしい (6)

## 法人県民税・事業税の超過課税に係る経済団体・法人の意見

令和2年9月

1 活用事業に関すること		
(1) 活用事業全般について		
1(1)-1	素案に示された目的に活用することを理解する	13
1(1)-2	素案に示された目的に沿って有効活用してほしい	11
1(1)-3	超過課税の延長はやむを得ない	3
1(1)-4	魅力的な自治体にするための事業に活用してほしい	2
1(1)-5	喫緊の課題への対応をお願いしたい	1
1(1)-6	経済活動の発展に役立てていただきたい	1
1(1)-7	超過課税による税収を、介護・医療・児童関係費に充てるべきではないか	1
1(1)-8	「関内地域の活性化」へ活用してほしい	1
(2) 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」の財源として活用することについて		
1(2)-1	最優先に、かつ迅速に対応していただきたい	19
1(2)-2	超過課税を負担した者が、支援を受けられるようにしてほしい	4
1(2)-3	医療施設及び医療体制の強化に活用してほしい	2
1(2)-4	活用事業に「テレワーク等のICT環境の整備」を追加してほしい	2
1(2)-5	県内経済の回復に向けた経済対策の推進に優先して活用されるのであれば、やむを得ない	1
1(2)-6	被雇用者・消費者を含めた誰しものが安心できる予算の編成、執行を期待する	1
1(2)-7	積極的に事業に取り組む事業者だけを支援の対象としてほしい	1
1(2)-8	人命に関わる事なので迅速かつ納税者が納得のいく活用をしてほしい	1
1(2)-9	「ばらまき政策」とならぬよう、有効性を慎重に検討してほしい	1
1(2)-10	商店街による県内経済の回復に向けた取組みを活用目的に位置付けてほしい	1
1(2)-11	地域医療に支障が出ないように早急な対応を望む	1
1(2)-12	新型コロナウイルス感染症対応に対する財源を含めるとするならば期間の延長及び超過税率を改めて検討する必要がある	1
1(2)-13	活用目的に関する記載が抽象的である	1
1(2)-14	他県に比べて規模や即効性に劣る休業協力金や家賃補助に活用してほしい。	1
(3) 「災害に強い県土づくりの推進」の財源として活用することについて		
1(3)-1	最優先に、かつ迅速に対応していただきたい	13
1(3)-2	人命に関わる事なので迅速かつ納税者が納得のいく活用をしてほしい	1
1(3)-3	社会基盤の整備を進めてほしい	1
1(3)-4	治水対策はハザードマップに従って実施してほしい	1
(4) 「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の財源として活用することについて		
1(4)-1	幹線道路の整備に活用することについて理解する	1
1(4)-2	喫緊の課題と言えるかどうかは疑問である	1

2 税制措置に関すること		
2-1	業績が悪化している企業について、超過課税を適用しないなど特例措置を講じてほしい	2
2-2	不均一課税の基準に「資本金の額又は出資金」を用いるのは、制度疲弊を起こしている	1
2-3	段階的に税率を引き上げることを提案したい	1
2-4	資金力のある大企業を前提とし、公共のために使われるのであれば容認する	1
2-5	超過課税の対象を法人だけでなく広げる必要がある	1
2-6	「更なる増税」ではないので、当初から賛成している	1

3 その他		
3-1	超過課税の実施に当たっては、使途について透明性を確保するとともに、説明責任を果たしてほしい	6
3-2	新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の見通しが良くない中、超過課税は慎重に検討してほしい	6
3-3	行政改革の取組を進めてほしい	5
3-4	超過課税による税負担の増加は避けたい	4
3-5	超過課税が恒常化していることは望ましくない	4
3-6	活用事業の予算配分は、メリハリをつけてほしい	2
3-7	超過課税による増収額とその使途を明確にしてほしい	2
3-8	適用期限が到来する税金の延期に容易に賛成することはできない	1
3-9	超過課税による県の取組により、神奈川県がよくなることを期待する	1
3-10	政令市域の法人の負担が大きいことから、引き続き「政令市道路整備臨時補助金」の維持・拡充など、応分の措置をお願いしたい	1
3-11	箱物建設は、維持費が増大することが予想されるので、その点を考慮してほしい	1
3-12	超過課税の廃止時期も明確に打ち出し、超過課税ありきの事業予算の組み方を改めるべき	1
3-13	法人が特別な負担をしていることを、県民に周知してほしい	1
3-14	経費等を削減しても財源不足となるという部分の説明が不足している	1

6 普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

行政財産の減額貸付け等を可能とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 行政財産の貸付けについての準用規定の新設

行政財産の無償貸付け及び減額貸付けについては、普通財産の規定を準用する規定を新設する。（改正後の第6条関係）

イ 題名等の改正

普通財産だけでなく行政財産も条例の対象とするため、題名を「公有財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例」に改めるとともに、所要の規定の整備を行う。（題名及び第1条関係）

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、(2)アについては、令和2年2月26日以後の期間に係る行政財産の貸付けであって県が新型コロナウイルス感染症のまん延防止のために講じた措置の影響を受けたものについても、適用する。

7 分庁舎新築工事（建築）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称            分庁舎新築工事（建築）
- (2) 工 事 場 所            横浜市中区日本大通5－1
- (3) 請負契約者名           松尾・工藤・石井特定建設工事共同企業体  
                                 代表者 株式会社松尾工務店  
   代表取締役 松 尾 文 明
- (4) 変 更 の 理 由           新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で工事を一時中止したことなどによる共通費の増に伴い、工事請負契約を変更する。
- (5) 変 更 の 内 容           請負契約金額  
                                 (変更前) 56億9,715万6,800円  
                                 (変更後) 57億749万4,600円

8 分庁舎新築工事（機械）請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称            分庁舎新築工事（機械）
- (2) 工 事 場 所            横浜市中区日本大通 5 - 1
- (3) 請負契約者名           根布・ダイト・長瀬特定建設工事共同企業体  
                                 代表者 株式会社根布工業  
   代表取締役 根 布 博 之
- (4) 変 更 の 理 由           新型コロナウイルス感染症対策に伴う影響で工事を一時中止したことなどによる共通費の増に伴い、工事請負契約を変更する。
- (5) 変 更 の 内 容           請負契約金額  
                                 (変更前) 11億7,455万8,620円  
                                 (変更後) 11億7,743万1,820円

